

# ○西宮市国民健康保険にご加入の方へ○

## 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が減額されます！

### 対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定（出産した）の国民健康保険被保険者が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

### 保険料の減額内容

- 出産予定（出産した）被保険者の保険料のうち所得割額と均等割額について、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。（産前産後期間の保険料が0になるわけではありません。）

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から合計6ヶ月相当分が減額されます。

※保険料の賦課限度額に達する世帯の方は、計算の結果として減額が生じない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

(例)

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…減額対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

### 届出に必要な書類等

届出は出産予定日の6ヶ月前から可能です。また、出産後でも届出は可能です。

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書
- ② 出産予定日又は出産日と単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類（母子健康手帳など）  
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類（出生届出済証明を受けた母子健康手帳など）が必要です。
- ③ 世帯主及び出産する方のマイナンバーのわかるもの（①の届出書への記載に必要です。）
- ④ 申請者の本人確認書類

### 届出先

- ① 市役所本庁、支所 平日9:00~17:30
- ② アクタ西宮ステーション 平日9:00~19:30  
※支所、アクタ西宮ステーションでは、12:00~13:00に受付できない場合があります。  
※サービスセンターはご利用いただけません。  
郵送での手続きをご希望の場合は、下記問い合わせまでお電話ください。

### 問い合わせ

西宮市役所 国民健康保険課 資格・賦課チーム TEL 0798-35-3117